

平成26年 3月 3日

東亜道路健康保険組合  
理事長 丸尾 和廣

任意継続被保険者の標準報酬について

標記について、下記のとおり公示します。

- (1) 健康保険法第47条第1項第2号の規定による平成25年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額

424,063 円

- (2) (1) の額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなした場合の標準報酬及びその適用年度

標準報酬月額	410,000 円
標準報酬日額	13,670 円
適用年月日	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日